

令和4年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 令和4年4月15日(金)午後6時10分～6時30分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委員] 向 田 直 範 会長
矢 吹 徹 雄 副会長
植 松 美由紀 委員
斯 波 悦 久 委員
伊 藤 育 子 委員

[事務局] 総務部長 大塚 隆宣
同部総務課長 東 邦彦
同課文書・法制担当 主査 江部 靖
同課文書・法制担当 主事 藤本 夏樹

傍聴者 1人

議 題

【報告】

1 令和3年度 石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況

○第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【東課長】 皆さん、お晩でございます。本日は、大変お忙しいところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、昨年度の審査会の開催状況につきまして、簡単にご案内させていただきたいと思いますが、1年間で、計4回の開催がございました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、度重なる日程変更をお願いいたしましたり、あるいは、書面による開催を行いましたり、また、審査請求の件につきましては、2回にわたる審査を頂くなど、大変なご負担をおかけしました。改めて御礼を申し上げる次第でございます。

また、この間に審査会の委員、それから、事務局の体制にも変更がございましたので、ここで自己紹介をさせていただきたいという風に思います。はじめに、事務局の紹介をさせていただきます。

【大塚部長】 改めまして皆さん、お晩でございます。この4月から総務部長になっております、大塚と申します。これまで、保健福祉部の方におりました。どうぞよろしくお願いいたします。

【東課長】 引き続き事務局を担当いたします。私、総務課長の東でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 総務課主査の江部と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 前任の泉に代わりまして、担当となりました藤本と申します。よろしくお願いいたします。

【東課長】 続きまして、審査会委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。会長から順に、よろしくお願いいたします。

【向田会長】 はい。会長の向田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【植松委員】 植松です。よろしくお願いいたします。

【伊藤委員】 伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

【斯波委員】 委員の斯波でございます。よろしくお願いいたします。

【矢吹委員】 矢吹です。よろしくお願いいたします。

【東課長】 ありがとうございます。本日の審査会でございますが、お手元に配布しております会議次第に沿って進めさせていただきたいと考えております。また、皆様のお手元に1本ずつマイクを用意してございます。昨年の審査会から使用しておりますが、マイクで発言された内容が、パソコンのソフトによりまして、自動で議事録を作成するシステムでございます。

ご発言の際には、お手数をおかけしますが、マイクをご使用下さいますよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいまから令和4年度第1回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。開会にあたりまして、向田会長から一言ご挨拶を頂戴したいと思います。

【向田会長】 はい。座ったままで失礼いたします。皆さんこんばんは。どうも。お忙しいところありがとうございます。

令和4年度に入りまして、第1回の情報公開・個人情報保護審査会ということになります。

こうして今年は半澤委員の後任として、伊藤委員が新たに入ってくれましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議、事務局の方から議題についてのご説明をお願い

いたします。

【東課長】 向田会長ありがとうございます。

それでは、本日の議題につきまして説明いたします。

報告事項が1件でございます。今回は、「公開」の会議となります。「令和3年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況」について、江部主査の方から報告させていただきます。

【事務局】 それでは、私から報告事項として「令和3年度（2021年度）石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況」の報告をいたします。

資料としまして「令和3年度の石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況」が1枚と「個人情報保護条例第10条第5号の適用による個人情報の目的外利用・提供」の一覧が1枚、それにA3版で個々の請求の内容などを記載したもの2枚をお配りしているところでございます。お手元にご覧いただけますでしょうか。

初めに、1枚目、「令和3年度の石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況」からまいります。左が情報公開制度、右が個人情報保護制度の開示状況となっております。

情報公開制度につきましては、昨年度、令和3年度は市長部局が13件、教育委員会が1件ということで、トータルで14件ございました。

その内訳としましては、全部開示が2件、一部開示が7件、不開示決定が1件、該当文書が存在しない不存在が1件、開示請求の取下げが3件となっております。

続きまして、右側の個人情報保護制度ですが、個人情報の開示請求はありませんでした。

次に2枚目にまいります。昨年、第2回の審査会でご審議いただいた個人情報保護条例第10条第5号の適用結果について報告いたします。

この規定ですけれども、「同一の実施機関内の個人情報の目的外利用、及び他の実施機関への個人情報の提供の場合」で、「一定の要件の下では、審査会への諮問・審議を要しない」こととする内容となっております。

この規定の背景としましては、近年の新型コロナウイルス感染症対策などの施策の実施に当たって、同一の実施機関内の個人情報を目的外利用する場合、他の実施機関に個人情報を提供する場合において、緊急に案件を諮問し、早急な審議が必要とされる事態が頻発しており、今後も同様の事態が想定されていることが挙げられます。

そして、このような場合に、通常の所管業務で個人情報を取り扱っている職員が、所管業務と同様の事務作業により個人情報を取り扱うため、漏洩などのリスクが少ないこと、これまでの審査会からの答申事例も蓄積されており、中には過去の答申事例と類似する事例を諮問するケースもあり、審査会事務の効率化、業務の迅速化を図るために諮問し、答申をいただきました。

札幌市など他の自治体でも既に同様の内容が規定され、運用されているところでした。

この件につきましては、市長部局で3件ありました。内容につきましては、いずれも過去の審議会で諮問、承認を受けた案件と同様の内容となっております。

この内容につきましては、A3版の2枚目の最後の部分に、その3件を記載しております。

次に、昨年度の審査請求につきましては、0件でした。

個々の請求の内訳については、A 3 版の別紙のとおりとなっております。省略させていただきます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

【向田会長】 はい。ありがとうございました。10条5号の適用結果についてというのは、A 3 版の資料の2枚目の下ですね？

【東課長】 はい。2枚目の一番下です。

【向田会長】 2枚目の一番最後ですね？

【東課長】 はい。

【向田会長】 わかりました。

ただ今の報告で、もうちょっと詳しく知りたいとか、こういうことがございましたら、どうぞ自由に発言してください。

【斯波委員】 ちょっとよろしいでしょうか。

【向田会長】 はい。どうぞ。

【斯波委員】 このA 3の2枚目の14番、石狩湾の一般海域洋上風車の関係が審査請求の事案ですか？

【事務局】 いえ、これは違います。審査請求の事案につきましては、この14番の下に、個人情報保護制度の説明があって、その次に、令和3年(2021年)度審査請求申立の状況詳細ということで、先ほど、令和3年は、審査請求0件と申し上げましたが、昨年審議頂いた審査請求の件につきましては、令和2年からの案件ということで、ここの部分に記載をさせていただいております。ですので、この14番は、また別の案件ということになります。

【斯波委員】 わかりました。

【事務局】 はい。

【斯波委員】 じゃあ、審査請求の事案は、ここの真ん中辺にかかっている継続案件がそうだとということになりますかね？

【事務局】 はい。そうなります。

【斯波委員】 そう。それで結果的に裁決をして、その後の訴訟とか、そういう結果は何があるのでしょうか？

【事務局】 はい。その後に関しましては、審査会で棄却の判断をいただき、市長の裁決を経て、その後、開示をしたわけですが、その開示後、どちらからも、その後の動きはない状態になっております。市の方には、この判断についてご意見等はいただいております。

【斯波委員】 わかりました。

【向田会長】 よろしいですか。10条5号の適用の案件なんですけども、もう大体これで終わったんですかね？コロナ関係の色々な措置とか、まだそういう動きはわかりませんか？

【東課長】 新たな給付金がこれから生じるかということですね。先般、5,000円の低所得者の議論がありました。その後はっきりしない状況となっております。最近聞こえてくる分では、その程度でございます。

【向田会長】 ああ、そうですか。

【向田会長】 同じような案件が出てくれば、同じように処理すればいいということですよ？10条5号で。

【東課長】 はい。今回、昨年度新設した第5号に適用する事案が、今後の給付金があるとしてもですね、類似事案としてあがってくると思いますので、円滑に事務の方は進めていけるという風に考えております。

【向田会長】 わかりました。その他いかがでしょうか？

特になければ、よろしいですか？

はい。どうもありがとうございました。それでは事務局の方から何か関連することがあれば説明をお願いします。

【東課長】 はい。事務局からの報告でございます。まず今後の審査会の開催の予定についてでございますが、昨年、国におきまして、個人情報保護法の大規模な改正がございまして、全国の個人情報保護条例を制定している都道府県ですとか、市町村で見直しの必要が出てきております。

当市の個人情報保護条例につきましても、改正する必要がありますことから、石狩市議会に上程する前に、当該条例案につきまして、当審査会でご審査をお願いする方向になるかと考えております。

また、時期についてでございますが、おおよそ9月頃を想定してございます。また、開催にあたりましては、なるべく早めに関係資料を送らせていただくなど、準備を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、未定の事項でございますが、情報公開・個人情報の開示請求が行われまして、開示請求者が、市の開示結果に不服とした場合には、審査会での審査をお願いすることになるかと思っておりますので、そのような事案が生じましたら、別途ご連絡さしあげますので、よろしく願いしたいと考えております。事務局からは、以上でございます。

【向田会長】 はい。ありがとうございました。そうすると基本的には、対面でやるということになりますかね？書類審査とか、リモートとかということは考えていないですかね？

【東課長】 条例改正に関する審査でございますので、色々意見の交換をして頂きたいと考えております。コロナの状況はございますが、なるべく調整して、対面でご審議いただきたいという風に事務局としては、考えてございます。

【向田会長】 はい。わかりました。ありがとうございました。皆さん今後ともどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議事録確定 令和4年4月26日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 印